

(1) 令和2年度総務省情報信託機能活用促進事業について ー 特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業

番号	ご意見	請負事業者からの回答
1	<p>実証事業の構図は、プレイヤーが多く、消費者目線で複雑なものになっている。PHR事業者が情報銀行事業者になると導入コストが抑えられるなど、PHR事業者と情報銀行が一緒になるべきではないか。一方で、情報信託機能を提供する情報銀行は、健康・医療情報のみならず、ほかの様々な個人情報扱う仕組みであり、PHRとは異なるように思われる。</p>	<p>個人の医療情報を集約することを主眼においたPHRと情報を第三者提供することを主眼に置いた情報銀行とでは基本的な事業の目的や仕組みが異なることや、現時点ではPHRにおける第三者提供の検討が十分でないことから、実証事業では、PHR機能と情報銀行機能は分けて検討を行った。その結果、情報銀行を介することで提供先を広げられるなど有用性が高まることや、各ステークホルダーの利便性も上がることが明らかとなり、情報銀行が介在するメリットがあることがわかった。</p> <p>他方、有識者会議では、PHRにおいても医療情報以外の情報を扱い、2次流通することが想定されているため、扱う情報の種類という観点からはPHRと情報銀行に大きな違いはないという意見や、医療情報を取り扱う上で、情報銀行事業者にはPHRガイドラインをクリアする必要があるという意見もあった。</p> <p>両者は必ずしも一体化しなければならないものではなく、あくまで個々の情報銀行・PHRのビジネスモデル次第と考えられる。</p>

(1) 令和2年度総務省情報信託機能活用促進事業について — 特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業

番号	ご意見	請負事業者からの回答
2	<p>身長、体重などは、本人及びその家族が取得できるレベル1の情報でもあり、レベル2の法定健診項目でもある。このような重複する情報については、情報の機密性のレベルで分類しているのではなく情報の取得・管理者が誰かという視点で分類しているのか。また、レベル2とレベル3の区分けはどのようなロジックで行われるのか。</p>	<p>レベル1情報とレベル2情報は、個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当するかどうかで分類している。</p> <p>これに基づき、同じ身長体重という項目であったとしても、本人が自分で測定して取得・管理する情報はレベル1情報、医療機関で測定して取得・管理する情報はレベル2情報という区分けになっている。例えば、本人が測定して取得した情報であっても健診機関や医療機関等において管理される情報はレベル1情報には該当しないことから、情報の取得・管理という点からは、本人が測定し、情報の取得・管理者になる場合にはレベル1情報に該当する。</p> <p>また、レベル2情報とレベル3情報との区別につき、本事業では、要配慮個人情報のうち本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報をレベル2情報とした。レベル2情報の考え方については有識者会議でも整理されたが、明確な項目については、PHRの検討状況との整合をとる必要があるとされた。レベル3はレベル2以外の情報となる。</p>
3	<p>実証事業での情報銀行における同意の考え方は、「消費者に重要ポイント以外まで理解してもらうことは現実的ではないため、必ずしも理解してもらう必要はなく、その分事業者側がしっかりと取り扱う義務を負う」というものと捉えられるが、そのような考えか。</p>	<p>個人が同意内容を全て理解するのは難しく、実証事業だけでなく既存のサービスや情報銀行においても大きな課題だととらえている。情報銀行事業者は、重要なポイントを個人に理解させつつ、個人の理解する範囲を広げる工夫をすべきことを前提に、個人が必ずしも理解・同意していない部分についても、個人の意思に沿うであろう形で適切な判断をしていく義務があると考えている。</p>

(1) 令和2年度総務省情報信託機能活用促進事業について －特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業

番号	ご意見	請負事業者からの回答
4	<p>個人が同意を撤回したとき、「それ以降はデータを提供しない」とされているが、健康・医療データの性格を考えると、既に提供済みのデータの取扱いについて、一定の方針(破棄、利用不能にするための契約上あるいは技術的な措置等)を示す必要はないか。</p>	<p>調査報告書(概要版)では割愛されているが、調査報告書には「それ以降はデータを提供しない」以外にも、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データ提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること」と記載をし、認定指針と同内容としている。</p> <p>実証事業では、同意撤回については認定指針V2.0と同等の対応としているが、健康・医療データを扱う情報銀行に求める要件では、情報銀行が保有するデータの提供停止・削除を行うとともに、提供先に連絡してデータの削除を求めることも必要ではないかと考えている。</p>

－データ倫理を担う人材の育成等

番号	ご意見	請負事業者からの回答
5	<p>審査基準の参照規格によると、事業者側のリスクを重要視しており、消費者のリスクを尊重、担保するようなものが入っていないため、人権保障の観点から、例えば、国際基準で重要視されているビジネスと人権に関する指導原則なども入れることで、消費者のリスクに配慮した取組になる。</p>	<p>指摘いただいた原則についても盛り込むよう見直す。</p>

(2) 認定・運用ワーキンググループの報告について

番号	ご意見	認定・運用WGからの回答
6	<p>ポイントカード番号のような情報については、規則3号に該当する情報といえるが、広く普及し提供先で連結可能な符号であるものについては、同号あるいは規則5号に基づき加工が必要と考えられる。このように、規則3号に該当する情報として作成された情報につき加工が必要となる場合があるが、P.9の表は、規則3号に該当する情報は一切加工の対象とならないという印象を与えるため、ミスリードではないか。</p> <p>規則3号の情報も、提供先での連結可能性のために加工の対象となるものと理解しており、提供先での復元可能性を排除する観点からは、むしろ、規則3号の加工は原則として必要であり、情報銀行において連結のために必要な符号のみ例外的に残すとの記載が適切かと思う。</p>	<p>規則3号に該当する情報も加工の対象となり得るという意味で、ミスリードともいえるのはそのとおり。</p> <p>もともと、規則3号の情報の例としては、個人情報を分散管理する際、分割した情報を個人情報と相互に連結するための符号として付されるID等が挙げられるところ、あくまで、同号は現に連結の目的で使用されている符号を対象としたものであり、それ以外の情報については、同号による削除の対象とされていない。</p> <p>ご指摘のポイントカード番号については、仮に広く普及し提供先で連結可能な符号である場合があっても、情報銀行においては「現に連結の目的で使用されている符号」としての加工はする必要はないと整理している。したがって、規則3号の加工を行わないとの整理はそのままであるが、流通後の参照リスク等を考慮した加工は規則5号でなされることとなる。</p> <p>以上を踏まえ、規則3号情報の削除を原則とはせず、広く普及し提供先で連結可能な符号については、規則第19条第5号による加工が必要である旨、資料P.9表の指針案の欄に相当する検討会とりまとめ資料の箇所に注記したい。</p>

(2) 認定・運用ワーキンググループの報告について

番号	ご意見	認定・運用WGからの回答
7	<p>提供先第三者が情報の取扱いを委託する場合で、情報銀行が委託を受ける場合、「情報銀行として得た情報と委託先として得た情報を混在しないよう措置」という点はそのとおりだが、「情報銀行サービスとは別サービスとする」のはなぜか。</p> <p>例えばP.13の図において、割引クーポンの配信を提供先の委託を受ける形で情報銀行が配信しているとみてとれるが、この配信しているサービスは情報銀行サービスとは別サービスということか。</p> <p>「情報銀行サービス」が何かを定義しなければ、これと委託先として受けた事業を別のサービスにするという規律を守ることができないから、定義づけを行ってはどうか。</p>	<p>まず、「情報銀行サービスとは別サービスとする」とは、情報銀行が委託先として行う業務はあくまで提供先第三者が主体となって提供するサービスであり、情報銀行が主体となって提供するサービスとは異なることを意味している。</p> <p>委託先として行う業務においては、各委託元との契約にてそれぞれの業務において得られた情報の利用目的が定まっており、情報銀行は、契約で定められた目的の範囲を超えて、ある委託元からの業務において得られた情報を、その他の情報銀行としての業務や、他の委託元との関係で用いることはできない。このことを情報銀行における業務の区分として明確にする意図で、「情報銀行サービスとは別サービスとする」という記載を行っている。</p> <p>P.13の図において、情報銀行が割引クーポンの配信をしているサービスは、提供先第三者からの委託を受けて行っているサービスであり、提供先第三者に代わって行う”別のサービス”である。このように、サービスの主体が異なることを示す意図で“情報銀行サービス”“別サービス”という用語を用いているにすぎないため、“情報銀行サービス”の定義までは行わないこととしたい。</p> <p>なお、情報銀行から提供されるサービスが、情報銀行と提供先第三者のいずれが主体となるサービスであるのかについては、利用者の誤解がないよう、必要に応じて表示等に工夫がなされる必要がある。</p>

(2) 認定・運用ワーキンググループの報告について

番号	ご意見	認定・運用WGからの回答
8	<p>ガバナンス体制の要件として「情報銀行認定事業者としての社会的信頼を確保するために必要なコンプライアンスを損なわないための体制が整っており、それを維持していること」という要件は抽象的であり、例えば、消費者への公表や説明等の方針・仕組みが整備されていることを具体的に記載してはいかかがか。</p>	<p>「社会的信頼維持のための体制」を指針に追記する目的としては、情報銀行事業や個人情報の取扱いとは関係のないところで社会的信頼を失墜した事業者に対して、場合によっては認定から外すことができるというもの。そのため、事業者の具体的な措置については明記しないこととしたい。</p>
9	<p>世帯の複数の構成員が利用する機器等から取得される情報の利用について、提供者(当初の情報銀行との契約者)のみがオプトアウトの意思表示をできるかのように読めるため、誤解のないように修正すべき。</p>	<p>当該記載については、WGにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世帯等構成員全員からの利用停止の求めを広く認めるべき」の「認めるべき」の相手を明らかにすべき ・情報銀行と契約がない者からの利用停止の求めは技術的に難しい <p>との指摘があったことから、提供者のみを窓口として情報銀行への利用停止の意思表示をさせることを考えたもの。</p> <p>世帯等構成員は特定困難な場合があるため、意思表示の主体を提供者に限ることには一定の合理性があるが、SARCの指針との整合性や、世帯等構成員による撤回の権利行使への配慮も重要である。情報銀行における対応の困難性は、情報銀行が「停止を求める世帯等構成員の世帯等構成員情報であることを確認できる限りにおいて」対応すれば足りるのであればある程度緩和されるため、この点を明らかにし、世帯等構成員から情報銀行への撤回の意思表示を認める方向で修正したい。</p>

(3) 「情報銀行」認定状況について

番号	ご意見	IT連からの回答
10	<p>中部電力様の「マインリー」の同意取得の工夫について、「概要をイラストを交えて説明」「よくわからない」と答えると詳細を説明とあるが、</p> <p>①「理解できた」を選択すると規約の本文には飛ばずに規約に同意したという整理をしているのか。</p> <p>②「なんとなく理解できた」を選択した場合は「よくわからない」と回答したことに含まれるのか。</p> <p>③実際に各ユーザーから選択された選択肢の比率と、途中で離脱してしまったユーザーの数(比率)を教えてください。</p>	<p>①「理解できた」を選択すると、情報銀行についての説明に「理解できた」ということになるものの、サービス利用規約の本文は表示し、それについての同意確認を実施している。</p> <p>②「なんとなく理解できた」または「よくわからない」と回答された方へは、詳細な説明資料を参照いただけるように案内している。</p> <p>③MINLY運営上の秘密に当たるため、提供は難しい。</p>